
日本赤十字看護大学 利益相反マネジメントポリシー

目的

本ポリシーは、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）の産官学連携活動（以下「連携活動」という。）の推進に際し、利益相反の問題について、教職員等が、公正かつ効率的な教育・研究・実践活動を行っていく上で常に意識しなければならない姿勢とルールを、内外に明示することを目的として制定する。

本学は「人道」の理念に基づく教育・研究・実践活動を通じ、優れた人材の育成、学術研究の発展において社会に貢献している。研究成果や知的財産を広く地域社会に還元するためには、産官学の連携活動を推進する一方、「利益相反」が生じる可能性があることを踏まえ、常に注意を払い教育・研究・実践活動に取り組む。

基本方針

- ①本学は、教育・研究・実践の3つを統合しながら、看護の知的・実践的なノウハウを社会へと還元するために、産官学連携を推進する。
- ②本学の利益相反マネジメントは、教職員等の自主的な連携活動を最大限尊重し、利益相反に関するトラブルから教職員を未然に保護するものである。
- ③連携活動の過程において付随的に生じる利益相反を未然に防止し、また生じた利益相反の影響を最小限にするために、利益相反マネジメント体制を整備する。
- ④適切な利益相反マネジメントを行い、連携活動の透明性を確保し、社会への説明責任を果たし、大学として社会からの信頼を維持する。

利益相反の定義

本ポリシーにおける利益相反とは、次のとおりとする。

- ①連携活動に伴って得る経済的利益（実施料収入、事業報酬、未公開株式等）と、本学の教職員等としての研究・教育における責任ないし義務とが相反する状態。公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。
- ②連携活動における責務と、本学における職務遂行上の責任ないし義務が相反する状態。兼業活動により、本務における判断が損なわれたり、本務を怠った状態になっていると第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。

対象者

本ポリシーは連携活動にかかわる次の者を利益相反マネジメントの対象者とする。

- ①本学の教職員（常勤・非常勤を問わず雇用されている者）
- ②本学から一定の身分を付与され、連携活動に携わる者

利益相反マネジメント体制

- ①利益相反を適切にマネジメントし、健全な連携活動を推進、教育・研究・実践活動の発展をはかるために、利益相反マネジメントにかかわる委員会を設置する。
- ②教職員等が産官学連携活動にかかわる研究を実施する際には、当該研究の研究計画書と利益相反自己申告書を利益相反マネジメント委員会に提出する。
- ③利益相反マネジメント委員会は、研究計画書と利益相反自己申告書をもとに利益相反状態の有無等について審査する。必要に応じ、当該実施研究者に対してヒアリング等を通して、利益相反に関する見解を提示し、改善に向けた指導などを行うことができる。
- ④当該実施研究者は、審査結果について異議申し立てができる。

平成 26 年 11 月 13 日制定
